日本航空 OB 乗員
有志の会ニュース

2014. 02. 14

No.14-014

HP：http://jalfltcrewob.web.fc2.com/
Mail：jalfltcrewob@gmail.com

安全で明るい JAL

政府は、

JAL 整理解雇事件と不当労働行為事件は「裁判係争中」とのみ報告

それでも

「ILO 勧告を尊重の立場」

国際労働機関（ILO）により
解決するまで継続的な監視の対象となった
JAL 不当解雇事件
ILO勧告の意義についてシリーズ９

2013 年 10 月 31 日の「ILO フォローアップ見解」を受けての牛久保弁護士による寄稿文「フォローアップによる ILO 見解の公表」に沿って、要点を紹介しています

ILO は、日本政府からの報告をどう受け止めたか

ILO フォローアップ見解 64 項

「2013 年 8 月 27 日付の文書において、日本政府は

委員会勧告の(a)及び(c)に関して、使用者と労働組合の間での交渉を可能にす

る十分な措置が日本には存在するとした。

146 名の解雇者による東京地方裁判所への日本航空との間での雇用契約の確認を求める裁判について、日本政府は申し立てが棄却されたが、原告は東京高等裁判所に控訴しており係争中であるとした。

東京地方裁判所への日本航空による東京都労働委員会の（不当労働行為の）救済命令に関する申し立てに関し、日本政府は本件が係争中であるとした。」

（a 項：リストラが行われる過程では、十分な交渉が実現する為に、労働組合と労働者の代表の活動を保障する措置を政府に求めている。

c 項：リストラの悪影響を最小限とするように、十分な労使協議を求め、更に、これからの措置として、政府に原則の実施の保障を求めている）

黒色の（　）内は世話人による

政府は「ILO 勧告を出来る限り尊重」と報告

64 項は、日本政府の情報提供を整理している。

ILO は、政府回答からみても、労使交渉について制度があるとし(て)も、十分に率直に協議がなされているという報告がされていないことを確認しているとみることができる。

ILO の審議が完了したということで、入手された政府の追加情報は、同様の内容であるが、注目するべきこと(と)して、「ILO からの勧告について、出来る限り尊重」という立場が明らかにされていることを指摘したい。

世話人注：2013 年 8 月 27 日に ILO に提出された日本政府の「追加情報」には、「ILO 条約に対する基本スタンスについて」として「ILO の勧告について、出来る限り尊重し、我が国政府としての立場を誠実に説明してきたところである」と述べています。

（見出し・レイアウトなどは世話人による）

次号(最終号)は：核心部分 65 と 66 について

【2013 年 10 月 31 日の「ILO フォローアップ見解」へのリンク】

【牛久保弁護士による寄稿文「フォローアップによる ILO 見解の公表」へのリンク】

2014 年もこれまで同様、カンパ及び活動への参加をお願いいたします

カンパ宛先等の情報

http://jalfltcrewob.web.fc2.com/kampa.htm

今後の日程

5 月　15 日（木）

控訴審　客室乗務員判決

東京高裁　101 号法廷

13 時 30 分より

5 月　19 日（月）

不当労働行為裁判

東京地裁　527 号法廷

13 時 10 分より

6 月　5 日（木）

控訴審　パイロット 判決

東京高裁　101 号法廷

13 時 30 分より